

サービス総合約款（VCTRADE サービス） 新旧対照表

(下線部分は変更箇所)

改定後	現行
第 1 条～第 5 条 【略】 第 6 条（口座番号等の管理） 1. 【略】 2. 第 5 条第 3 項に基づき当社が通知した口座番号等を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、当社に届け出た名義以外の名義により本口座に対して法定通貨の入金をできないものとします。<u>なお、SBI 新生銀行 即時入金をご利用頂く場合、当社にお届け頂いた名義と SBI 新生銀行にご登録の口座名義が一致しないときは、当該入金をお取扱いできません。</u> 3. ～4. 【略】 第 7 条～第 8 条 【略】 第 9 条（法定通貨の入出金） 1. ～2. 【略】 1. <u>入金は、クイック入金のほか、SBI 新生銀行の口座を本口座と連携させることによる入金（以下「SBI 新生銀行 即時入金」といいます。）をご利用頂けます。</u> (1) <u>SBI 新生銀行 即時入金は、お客様ご本人名義の SBI 新生銀行の円普通預金口座からのみご利用頂けます。SBI 新生銀行の法人口座からのご入金はご利用頂けません。</u>	第 1 条～第 5 条 【略】 第 6 条（口座番号等の管理） 1. 【略】 2. 第 5 条第 3 項に基づき当社が通知した口座番号等を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。また、お客様は、自ら行うか第三者を通じて行うかにかかわらず、当社に届け出た名義以外の名義により本口座に対して法定通貨の入金をできないものとします。 3. ～4. 【略】 第 7 条～第 8 条 【略】 第 9 条（法定通貨の入出金） 1. ～2. 【略】 第 10 条～第 46 条 【略】 【制定】2017 年 6 月 28 日 【略】 【改定】2026 年 10 月 14 日

サービス総合約款（VCTRADE サービス） 新旧対照表

（下線部分は変更箇所）

改定後	現行
(2) <u>SBI 新生銀行 即時入金のご利用に際しては、お客様の認証手続きに基づき、当社が SBI 新生銀行からお客様の口座名義、口座番号その他当社が必要と認める情報を取得することにご同意頂きます。なお、当該認証には有効期間があり、有効期間の経過後又は SBI 新生銀行の口座の名義を変更された後は、改めて認証手続きを行って頂く必要があります。</u> (3) <u>SBI 新生銀行 即時入金は、SBI 新生銀行の定期メンテナンス時間中その他同行のシステムの状況によりご利用頂けない場合があります。また、SBI 新生銀行 即時入金をご利用頂いた場合でも、即時に入金が反映されることを保証するものではありません。手続きが最後まで正しく完了しなかった場合、システムのエラー、通信回線状況等の不具合により、本口座への反映が遅延する場合がありますので、ご了承ください。また、この場合に生じた損失、機会利益の逸失、費用負担について当社は一切の責任を負いません。</u> 第 10 条～第 46 条 【略】 【制定】2017 年 6 月 28 日 【略】 【改定】2026 年 10 月 28 日	